



令和4年度

施設等利用給付認定申請書兼現況届の提出のご案内

- 1 施設等利用給付認定申請書兼現況届等の提出期限と提出先・・・2
- 2 施設等利用給付認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3 給付上限額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4 保育の必要な事由と支給認定の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 5 始良市の施設等利用給付事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 6 支給認定に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 7 支給認定の内容に変更があったときの手続きについて・・・・・・・・・・8
- 8 施設等利用費請求について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

始良市役所
保健福祉部 子どもみらい課 保育係
〒899-5492 始良市宮島町25番地
TEL：0995-66-3248（直通）

1 施設等利用給付認定申請書等の提出期限と提出先

(1) 施設等利用給付認定に必要な書類等の提出期限

書 類 名	説 明	受付期間・提出期限
『施設等利用給付認定申請書』 (※)詳しくは、「2 施設等利用給付認定について」を参照ください。	世帯につき、1部	※すべての書類がそろった段階で受付いたします。 受付は随時行います。
『就労証明書(事実確認書)』など (※)詳しくは、「6 支給認定に必要な書類」(7ページ)を参照ください。	保護者の保育の必要な事由に該当する理由に応じた証明書を保護者一人につき、1部 (※)勤務先が複数あるときは、その勤務先ごとに提出 ※令和2年度保育所等入所申込で既に保育の必要な状態を証明する書類を提出されている世帯は不要です。	ただし、現在認定を受けており継続利用される方、新規で4月からご利用の方は令和4年2月25日(金)までにご提出ください。 ◎マイナンバー記入用紙は、封入してご提出ください。

(2) 施設等利用給付認定申請書及び添付書類の提出先

利 用 先	提 出 先	問合せ先
未移行幼稚園(薫光幼稚園、あいら幼稚園)	幼稚園	始良市役所 教育委員会 学校教育課
幼稚園、認定こども園(法第19条1号)の預かり保育※1 (日額単価450円×利用日数を比較し、低い方の額が月額上限額となる)	幼稚園 認定こども園	始良市役所 本庁 子どもみらい課 各総合支所 福祉係 教育委員会 学校教育課
認可外保育施設※1	子育て支援課	始良市役所 本庁 子どもみらい課 各総合支所 福祉係
一時預かり事業、病児保育事業※1		
ファミリー・サポート・センター事業※1		

※1 施設等利用給付認定の対象となるのは保育が必要な子どもに限ります。

★幼児教育・保育の無償化の対象で施設等利用給付認定申請が不要の方

幼児教育・保育の無償化に伴い、施設型給付の保育所、認定こども園などは下表のとおり利用料が無償となります。なお、実費として徴収されている費用(通園送迎費、給食費、行事費、教材費など)は、無償化の対象とならず、実費負担となります。

施設・事業	法19条認定区分	無償化の内容	申請先	問合せ先
新制度幼稚園、認定こども園	1号	利用料無償	申請不要	始良市役所 本庁 子どもみらい課 教育委員会 学校教育課
保育所、認定こども園	2号			
	3号			
地域型保育(小規模保育、事業所内保育等)	3号	市民税非課税世帯のみ利用料無償		

※ 幼稚園、保育所、認定こども園と児童発達支援事業所の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

新制度幼稚園	建昌幼稚園、帖佐幼稚園、錦江幼稚園、加治木幼稚園
--------	--------------------------

2 施設等利用給付認定について

幼稚園（新制度の対象とならない）を利用している人、認定こども園の1号利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用している人は、無償化による給付を受けるために、利用資格の認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。施設等利用給付認定区分は、年齢や保育の必要性で異なり、以下の3つの区分が設けられています。

認定区分（法30条の4）		年齢	利用先
1号認定	2号認定子ども・3号認定子ども以外のもの	満3歳以上	幼稚園 特別支援学校等
2号認定	家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過していること	認定こども園 幼稚園 特別支援学校 (満3歳入園児は3号、年少児からは2号)
3号認定	家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、 <u>保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの</u>	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあること	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで3号、3歳児からは2号）

3 給付上限額

認定区分	給付上限額／月
1号（※1）+新2号認定	11,300円 (ただし、1日当たり450円まで)
1号（※1）+新3号認定	16,300円 (ただし、1日当たり450円まで)
新2号認定	37,000円 ※2
新3号認定	42,000円 ※3

※1 法19条教育・保育給付認定の1号です。

※2 幼稚園（新制度の対象とならない）と預かり保育事業を利用する場合は、幼稚園利用が25,700円、預かり保育が11,300円となります。

※3 幼稚園（新制度の対象とならない）と預かり保育事業を利用する場合は、幼稚園利用が25,700円、預かり保育が16,300円となります。

4 保育の必要な事由と支給認定の期間

保育の必要な事由		支給認定期間 (保育施設等の利用可能期間)
就 労	保護者が、居宅外の就労又は家事以外の居宅内の就労を日中に行っている。(月に12日以上、かつ1日4時間以上)	子どもの小学校就学前までの期間
出 産 (妊 娠)	保護者が出産前後に安静を要している。	出産予定日の6週間前(多胎妊娠は、8週間前)から出産後8週間以内(多胎妊娠は、12週間以内)で必要な期間
病 気 療 養	保護者が疾病、負傷等で保育することが困難な状態である。	『診断書(意見書)』等に記載された安静を要する期間
看 護 ・ 介 護	保護者が、同居又はそれ以外の親族の看護・介護等を日中に行っている。	入所する子どもが小学校就学前までの期間で、保護者等が保育することが困難な期間
就学・技能取得	保護者が、就学・技能取得のための通学を日中に行っている。	保護者が、職業訓練又は各種学校に就学する期間内で、入所する要件を満たしている期間
震災、火災等の災害の復旧	保護者が、被災による復旧にあまっている。	災害等復旧が完了するまでの期間
育 児 休 業 中	保護者が、『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律』(育児・介護休業法)で定めた育児休業制度を取得し、出生児の保育に専念する。	当該制度の取得の対象となった子どもの兄弟が既に認可外保育施設に入所しているときに限り、当該制度の取得の対象となった子どもの育児休業期間
求 職 活 動	保護者が、職業安定所(ハロー・ワーク)に求職登録を行い、求職活動を専ら行っている。	保育所等入所日又は離職した日から3か月が経過するまでの期間 年度内においても3ヶ月以内

5 始良市の施設等利用給付事業者

(1) 一時預かり事業を実施している保育所

利用方法や、利用料金等は施設によって異なります。詳細な内容は、直接施設にお問い合わせください。

区分	保育所の名称	住 所	電話番号
私立	せんとり保育園	加治木町木田 4093	73-5461
	宮島わらべ保育園	宮島町 44-3	67-1011

(2) 預かり保育事業及び一時預かり事業を実施する認定こども園 ※ 実施は○、未実施は— 利用方法や、利用料金等は施設によって異なります。詳細な内容は、直接施設にお問い合わせください。

区分	認定こども園の名称	住 所	電話番号	保育サービス	
				預かり保育	一時預かり
私立	蒲生てんてんこども園	蒲生町上久徳 1194-18	52-0112	○	—
	エミールこども園	西餅田 2803	65-1515	○	○
	エミールさくらこども園	西餅田 2803-3	65-5898	○	○
	啓明幼稚園・保育園	池島町 31-7	65-3027	○	—
	建昌保育園	東餅田 2602	67-3333	○	○
	建昌菜の花保育園	東餅田 1343-3	67-8777	○	○
	建昌こぎく保育園	東餅田 3355-1	73-7211	○	○
	池島こども園	永池町 9-3	65-1033	○	○
	なでしこ保育園	永池町 12-13	55-0633	○	—
	双葉幼稚園	加治木町諏訪町 53	62-2604	○	—
	加治木ゆなの木保育園	加治木町木田 5348-105	73-7782	○	—
	ひまわりこども園	西始良1丁目39-30	55-1371	○	○
	おひさまこども園	西餅田 3306-1	67-1155	○	—
	かじのきこども園	加治木町木田 3453-7	63-1914	○	○
太陽の子どもたち	平松 3032-1	67-1155 (おひさまこども園)	○	—	

(3) 一時預かり事業を実施している企業主導型保育園

利用方法や、利用料金等は施設によって異なります。詳細な内容は、直接施設にお問い合わせください。

保育所の名称	住 所	電話番号
イオンゆめみらい保育園	西餅田 264-1	55-1080
あいらの保育園のいぎーあ	西餅田 3294-1	55-1311

(4) 認可外保育施設

施設の名称	住 所	電話番号
ナホミ幼児学園	平松 4736	66-2681

(5) 事業所内保育施設（利用できるのは、事業所に勤める従業員です。）

施設の名称	設置事業所	住所	電話番号
GENKIキッズあいら	南九イリヨー株式会社	平松 3288	67-7056
ひまわり保育園	独立行政法人 国立病院機構 南九州病院	加治木町木田 1882	63-9071
チェリッシュキッズルーム 加治木	医療法人 玉昌会	加治木町木田 4714	63-1511
はーとっと加治木	医療法人 碩済会	加治木町本町 244	73-5607
たんぼぼ保育園	医療法人 七徳会	加治木町本町 362	62-3646

(6) 病児保育事業

施設の名称	設置事業所	住所	電話番号
陽の木かげ 陽のそよかせ（病後児保育）	医療法人 こころの陽	宮島町 55-5	66-2233
はいるんぐ	けいあいら	西餅田 3294-1	55-1311
たちばなこどもランド	医療法人 立名会	松原町 2丁目 27-12	73-6777

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

施設の名称	設置事業所	住所	電話番号
始良市 ファミリー・サポート・センター	始良市社会福祉協議会	宮島町 26-19	73-3456

6 支給認定に必要な書類

(1) 子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届 (添付している記載例を必ずご覧ください。)

(2) 保育の必要な状態を証明する書類

保護者、同居人(祖父母等)それぞれに必要です。下表の区分に応じた書類を添付ください。
ただし、保護者以外の同居人がいる場合について、65歳以上の方は提出不要です。

(3) その他該当する場合に必要な書類

その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。また、認可外保育施設の利用を希望される方は、保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書(認定様式その9)を提出してください。

(4) マイナンバー記入用紙及び本人確認書類

申請受付時に、マイナンバー(個人番号)の記載や提示をお願いしています。その際、「マイナンバー(個人番号)の確認」と「本人確認」の証明書類(例:通知カード+運転免許証、マイナンバー(個人番号)入り住民票の写し+運転免許証等)を提示していただく必要があります。マイナンバーカード(個人番号カード)を提示していただくと、1枚で番号確認と本人確認が可能ですので、同カードをお持ちでない方で、申請をご希望される場合は、市民課へお問い合わせください。

★以下の方は保育の必要な状態を証明する書類(就労証明書等)、マイナンバー記入用紙の提出は必要ありません。

- ・ 1号認定を受けている方で2号を併願している方
- ・ 兄弟児が保育所等入所申込みを提出している方

【保育の必要な状態を証明する書類】

区 分	提出書類	書類の注意点等	証明の依頼先
就 労	『就労証明書(事実確認書)』	職場に復帰(採用)予定の方は、復帰(採用)予定日を明記してください。勤務先が複数ある場合は、その勤務先ごとに提出してください。	就職している 又は就職予定 の会社
育児休業中	『就労証明書(事実確認書)』 ※「育児休業の取得」、 「復帰日」も記入		
自 営 業	『就労証明書(事実確認書)』	事業の内容について、民生委員に事実確認の署名を依頼してください。民生委員の連絡先は、子育て支援課までお問い合わせください。	居住地区担当 の民生委員
出産(妊娠)	『母子手帳』(写)	『母子手帳』の出産(予定)日が記載されたページの写し又は出産予定日が明記されたものを提出してください。	
病 気 療 養	『診断書(意見書)』	日常の保育ができないこと及びその期間が明記されていること。	入院・通院中又は かかり付け の病院の医師
心 身 障 害	『診断書(意見書)』 『障害者手帳』(写) 『療育手帳』(写)など	等級が1級・2級の障害、又は日常生活活動が著しく制限される障害があり、保育することが困難なことが確認できること。	(※)診断書(意見書)の用紙は、 始良市の様式を使用してください。
看 護 介	『家庭状況調査票』及び 『診断書(意見書)』又は 『要介護度認定通知書』(写)	看護・介護の状況及び看護・介護を受けるかたの看護・介護等が必要なことが明記されていること。	
就 学 技 能 取 得	『在学証明書』 『時間割』など	就学日数などが確認できるものも併せて提出してください。	技能取得先の 訓練校・就学先 の学校
求 職 活 動	ハローワーク等の登録証(写)		

【その他該当する場合に必要な書類】

区分	内容
申込児童の兄弟が未移行幼稚園や認可外保育施設、企業主導型保育施設、一時預かり事業等を利用している場合	通所している施設から利用証明書を発行してもらい、提出してください。

7 支給認定の内容に変更があったときの手続きについて

- (1) 支給認定後に次のような事由が発生したときは、速やかに始良市の指定する様式により申請してください。

※変更の際には、交付した施設等利用給付認定通知書が必要となりますので、必ず保管しておいてください。別途添付書類が必要な場合があります。

変更の内容	提出する書類等
①婚姻、離婚等による世帯員の変更があったとき	『施設等利用給付認定変更申請書』
②保護者が就職、転職及び就業時間等の変更があったとき	『施設等利用給付認定変更申請書』 『就労証明書(事実確認書)』
③母が妊娠をしたとき	『施設等利用給付認定変更申請書』 『母子手帳』の写し
④出産後に育児休業を取得したとき	『施設等利用給付認定変更申請書』 『育児休業取得証明書』
⑤その他保育を必要とする事由の変更があったとき	『施設等利用給付認定変更申請書』

- (2) 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合など、保育認定を取り消されることがありますのでご注意ください。また、支給認定は、児童の年齢や保育を必要とする事由により有効期間があります。有効期間の満了後も引き続き保育所等の利用を希望する場合は、再度支給認定の申請をしていただく必要があります。(3号認定者の満3歳到達時における2号認定への変更の場合を除く。)

- (3) 新3号認定は、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税者であることが要件となります。市町村民税は、毎年6月に確定することから、課税世帯となった場合、認定取消となりますのでご了承ください。

8 施設等利用費請求について

- (1) 認定こども園、私立幼稚園の預かり保育をご利用の方
施設が利用者分をまとめて請求します。ただし、利用上限額を超えた場合は、施設へ直接お支払いください。
- (2) 一時預かり事業・認可外施設・病児保育・子育て援助活動支援事業をご利用した方
利用している施設に利用料をお支払いください。月々の利用料について、支給限度額（新2号 37,000円、新3号 42,000円）の範囲内で還付いたします。
※請求の手続きは毎月10日までをお願いします。
10日までに間に合わない場合、支払いが翌月以降になります。

【支払いの流れ】

